

春日部市体育指導委員条例の一部を改正する条例

春日部市体育指導委員条例（平成17年条例第189号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u>	附 則
1 <u>この条例は、</u> 平成17年10月1日から施行する。 (任期の特例)	<u>この条例は、</u> 平成17年10月1日から施行する。
2 平成19年10月1日から平成20年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。	

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。